

5. アグロフォレストリー

アグロフォレストリーの定義は諸学者によって異なるが、FAOによると「同時間、同場所に森林と農業から産物をとる土地利用形態」と定義づけている。

アグロフォレストリーについて、いろいろな制度、方法等の報告がみられるが、林業を主にしたものとしては、1856年にビルマにおいてチーク林の造林コストを軽減する方法として、タウンヤ（Taungya）制度が開発されて以来、広く採用されるようになったといわれている。この制度の要点は、作業員によって造林されるが、この作業員は同時に2～3年間は幼齢林の傍らで農耕するが、一時的な土地の使用が認められるだけであって、定住の権利も保証もないものであった。

その後、現地住民の生活の向上、焼畑移動耕作農民の定住のために、タウンヤ制度に改善を加え、農産物の種子の支給、化学肥料や農薬購入のための貸付金の提供、またタイ国にみられる森林集落形成のために、基盤整備を図るなど、制度に各種の改善が加えられるようになった。

アグロフォレストリーは以上のように、当初は林業と農業との範囲でのものであったが、今日では薪炭材の供給、牧畜、水産等まで含めた農林水産業を一体として、地域住民の生活の向上、社会経済的に土地の高度、有効利用を図ろうとするようになった。

a. バラグアイにおけるアグロフォレストリー

バラグアイにおけるアグロフォレストリーの資料「アグロフォレストリー・システム」は別掲した（V. 資料34）が、これは農業主体のものといえよう。

林業主体では、バラグアイでは造林地の雑草の繁茂が旺盛であるため、造林木の列間に農作物を栽培し、除草経費の軽減を図る面からとらえている。

以下はバラグアイにおける林業主体の事例について述べる。

○ イグアス移住地の例

箱根植木園の試験造林地では、前生樹を伐倒、火入れ処理を行い地拵えを行った後に発生する植生はカヤ等の大型植生に転換するため、鎌で刈払う程度では植生の成長が旺盛なために、保育効果がほとんど現われないので、植生の抜根処理を行っており、その対策が技術上、経営上の課題となっている。

そのため、林地の空間利用と除草効果、経費の軽減を期待してサツマイモ、ダイズ、スイカ等の栽培試験を行ったが、植生の発生抑制効果はみられたが、収穫は事業的には困難であったと結論している。

以上のような訳で、現在は一部に継続して農作物の栽培がみられるが、除草については以下のような方法によることを基本に行っている。

パラナマツの人力地拵えによる場合は、2,500本/ha (2m×2m)の造林地での除草は、鎌で根から完全に除去する。1年間の除草回数は、植付け後の2年間は5回/年、3年目は2回/年、但し直播では3年間は5回/年程度行っている。期間的には2～3月に成長が旺盛であるので10～3月の期間中に4回、4～9月の期間中に1～2回の除草を行うことになる。

また、機械地拵えの場合は1,700本/ha (4m×1.5m)の造林地で、3年間は植付けた列間4mのうち、3mはヘビーブラウで耕しながら6回/年の除草を行い、残った部分は鎌で4回/年の除草を行っている。但し、直播は4年目も3回/年程度行っている。

エリオッティマツの場合は、植付け本数等はパラナマツと同じであるが(直播は行っていない)人力地拵えの場合の除草はパラナマツと同じであるが、2年目以降はエリオッティマツの成長が旺盛であるので除草経費はパラナマツより軽減できる。

機械地拵えの場合の除草もパラナマツの場合と同じであるが、人力地拵えの場合と同様、経費が軽減される。

○ FO;DP/PAR/76/005 技術報告書4の例

アグロフォレストリーについて、農耕と植林の組合せは興味深く、更によく検討する必要があるとして次の2例を述べている。

例1

機械地拵えによる場合、ブルドーザーによる樹木の移動の際に表土も移動させてしまい、農作物、この場合トウモロコシの生産は殆んど皆無であった。しかし苗木(植林木)の成育には問題はなかった様である。このことについて更に具体的、詳細に研究を行うべきである、と述べている。

例2

PARAGUAYA DE FOSFOROS社の造林は、機械化伐採によらず、非常に満足すべき結果を得た。次に示すデータは現場で直接入手したものである。但し伐採費、一般管理費等は全て植林費の方へ賦課してある。

支出	費目	単価(Gs)	金額(Gs)
	トウモロコシ播種	1,000/ha	20,000
	収 穫	4,000/ha	80,000
	脱 粒	75/袋(70Kg)	45,000
	袋 詰	60/袋	36,000
	合 計		181,000

収入

2,100kg/ha @Gs 14/kg 588,000

(注、サン・ペドロ県の平均収量は1,695kg/haであり、列間植栽では更に収量が少なくなろう)

純収入 Gs 20,350/ha

b. その他

以上の他、パラグアイ国内の2～3箇所で植栽木列間に農作物を栽培している所を訪れ、特に除草費の軽減面から聴取したが、いずれもデータとなるものは得られなかった。

農作物の植付け、収穫を考えると手間が掛りすぎて中止したという事例もあった。また農作物の栽培のために、低木のうちに下枝の枝打ちを行っているところも見られ、狭い範囲の聴取ではあったが、アグロフォレストリーは試行錯誤の段階であるとみられる。

また、アルゼンチン・ミシオネス州での聴取では、理由は定かではないが、造林融資条件として、現在は植栽木列間に農作物を栽培することは認められていない。

上述のようにパラグアイにおけるアグロフォレストリーは定着しているとはみられず、またデータ不足もあるので、導入に当っては、試験地を設定するなど、データの積上げを図ることが先決と考える。

6. 関係法令等

森林造成計画の作成，実施にあたって，関係する法令等について，下記に主な条項を抜粋した。

6-1 労働関係法規

6-1-1 憲法

1967年制定の憲法104条，107条には，人間による人間の労働力搾取禁止が謳われている。

6-1-2 労働法(729/61)

1961年8月24日，国家代議院において承認し，401条より成り立っている。

64条 使用者の義務は次のとおり。

h). 行政処置または法律によって課せられた個人的義務を果すために，労働者に休暇を与えること。

但し，使用者は毎月有給2日以上を，及びいかなる場合においても1年につき15日以上を認める義務がない。

j). 労働者の願出により，結婚のため有給で2日の休暇を，子女の出生または配偶者，子女，両親，祖父母，または兄弟の死亡の場合には，1日の休暇を与えること。

119条 14才未満の未成年者は，その労働の行われる労働の性質，または条件により，未成年者の生命，健康または品性に対して危険でない時に限り，使用者の家族のみが雇用されている企業を除き，公私のいかなる企業またはその附属機関において，労働することが出来ないものとする。

公共の，または私企業によって設立された職業学校での労働ならびに，これらの企業内の労働が職業訓練の目的で行われ，行政官庁によって承認され，かつ看視されている時に限り除外される。

218条 同一使用者に従属して継続労働1年毎に，すべての労働者は一定期間，有給休暇を受ける権利を有する。

その最小継続期間は次のとおりとする。

- a). 継続労働1年後に6労働日
- b). " 3 " 12 "
- c). " 8 " 20 "
- d). " 12 " 30 "

235条 時間外労働時間は通常労働時間に対して協定された賃金に対して，少なくとも50%を加えて支払われなければならない。

夜間労働は、昼間労働に対して定められた通常賃金の上に30%増して支払われるものとする。

夜間及び祭日の時間外労働は、通常賃金の上に100%増して支払われるものとする。

244条 同一使用者と1年全期労働し、1年間の有効労働日数の5%以上の割合で欠勤しなかった雇人に対しては1カ月の賃金、日給労働者に対しては25日分の日給に等しい年間特別報酬または賞与を規定し、それは12月31日以前に支払われるものとする。

1年以下、労働した労働者に対する上記報酬は、当該暦年に受け取られた報酬、賃金、日給の総額の $\frac{1}{2}$ を基準として計算され、労働の最終日に精算、支払われる。

法定労働時間を労働以外に、時間外労働を行った労働者は、労働日数に時間外労働時間8時間を1日の割に加算して、賞与の精算において上記時間が算入される権利を有し、不健康な場所での時間外労働は、労働6時間を1日の割合で計算される。

250条 最低賃金とは、各地域の条件に応じて食料、住居、衣料、交通、保障、文化及び戸主として考えられる清潔な娯楽から成り立っている労働者の生活の一般的な必要性を満足させるために、十分であるとされるものである。

251条 最低賃金は、次の要因を考慮に入れ、生活水準を向上させる目的をもって定期的に決定される。

- a). 前条を考慮に入れ、時と場所に従った根本的要素の上に成り立つ労働者家族の生活費。
- b). 労働が行われる国あるいは地域における賃金の一般水準。
- c). 当該活動分野の経済的条件。
- d). 労働の性質及び能率。
- e). その生産性に影響を与える範囲での労働者の年齢。
- f). 決定に適切な、その他のあらゆる状況。関係政府機関は農業労働家族の生活費決定のために必要な研究を行い、及び農業労働者のための最低賃金決定のために、労働の報酬に関し、地域的必要性、中小農業企業の経済状態、生活費の構成及び労働の生産性を考慮するものとする。

253条 最低賃金率の調整は、行政官庁本部内に置かれる最低賃金国家審議会と呼ばれる機関の提案により行われる。

この機関の長により主宰され、次の委員により構成される。

○ 次の各省の代表者1名。

司法労働省、商工省、農牧省、保健社会福祉省。

- パラグアイ中央銀行の代表1名。
- 最も代表的な団体により任命された使用者側の代表2名。
- 同じ形式で任命された労働者の代表2名。

257 条 その有効期間と定められた期限の満了する以前に、最低賃金は次の理由を証明して、改正し得るものとする。

- a). 財政経済的要因によって生じた地帯、または産業の条件の深刻な変革。
- b). 少なくとも10%と推定される生活費の変動。

262 条 社会保障の基礎の上に家族手当に対する法的補償制度が制定されるまで、すべての労働者は、その養育と教育を負担している嫡出の、または認知された私生児1人につき、最低賃金の5%に相当する手当を受け取る権利を有する。

263 条 家族手当は、子女が次の条件下にある時に限り支払われる。

- a). 17才以下の未成年者及び年齢の制限なしに、全くの不具者であるとき。
- b). 労働者の親権下にあるとき。
- c). その生活が経済的に受益者に依存しているとき。
- d). 国内に居住しているとき。

264 条 家族手当に関する権利は、前条に規定された条件が消滅したときに、及び受取人の賃金が法的最低賃金の200%を超えるとときに、各子女について自動的に消滅する。

347 条 本法典はストライキ及び操業停止の権利を認め、その合法的実行は本編に規定された一般的利益の保護のため定められた制限に規制される。

ただし、団体契約の当事者は、その契約の適用から生じた紛争の場合には、上記の抵抗手段の使用を差控えることを協定することが出来るものとする。

348 条 ストライキとは労働者の発議による、職業上の利害の直接及びそれのみの防禦のための一時的、集团的及び共同による労働中止である。

349 条 ストライキは、労働の平和的停止の行動のみに限定されなければならない。

人に対する強制または肉体的、精神的暴力行為または所有権に対する不法行為は、その発頭人を法律によって規定され刑法上及び民法上の責任に拘束する。

372 条 国家は、社会保障制度を通して、一般的性質の危険及び特に労働から発生する危険に対して、労働者を有効的に保護するものとする。

6-1-3 その他の法規等

a. 法律N：388/72

農業、牧畜、林業労働を規制する法律

b. 法律N：742/61

労働訴訟法

c. 政令N：20884/62

司法労働省内局労働局組織改革

d. 政令N：3286/64

司法労働省労働局組織の改革

e. 政令N：5440/64

労働法による雇用主に関する規則

f. 政令N：29765

司法労働省労働局所管下の労働環境管理部の業務に関する規程

6-1-4 法律により義務づけられている帳簿

a. 従業員登録簿

b. 賃金記録簿

c. 未成年者登録簿（未成年者を雇用している場合）

d. 年次休暇記録簿

e. 各雇用者は1月と7月に労働局に対し次の報告書を提出する。

i) 労働者リスト

ii) 賃金実績

iii) 使用した労働者の要約

6-2 植林関係法規

下記は、植林に係る現行法規を抜粋したものである。

6-2-1 森林法 法律422（1973年11月）

42条 森林地域と定められた地区に、20ha以上の土地を所有する者は全て林野面積の25%を利用対象外地域として維持しなければならない。この最低維持率を確保しえぬ場合、その所有者は林野面積の5%に相当する面積に植林しなければならない。

43条 森林に指定された土地に設けられた植林した土地は、それぞれの規則が定める条件に従って不動産税を免除することを宣言する。

44条 所得税の全部もしくは、その一部を植林に投入する納税者は、その投入の割合に応じて、その所得税の支払いが免除される。

45条 森林活動を行う個人もしくは企業は、この法律の公布以後、機具、用具、化学物質、種子、苗木、森林用樹木及びその他の、この国の植林及び再植林に必要な資材の輸入に対して、国庫賦課金及び為替課徴金に関する一切の免除を

享受する。

46条 行政府は、担当機関を通じて植林、再植林および森林の利用ならびに林産物の工業化及び商業化のため、民間部門の活動の促進のための貸付けを以って、その奨励を行う。

6-2-2 政令11681号(1975年1月)

この政令によって法律422—森林法を規定する。

55条 農牧大臣は林野庁の提案によって、及び森林審議会の意見に従って植林地帯を設けるものとする。

56条 植林地帯は、成育の急速な樹種及び、この国の在来の奨励樹種によって適切な期間内に、経済的規模で工業への原料供給が可能になるような十分な広さのものを優先的に選択するものとする。

57条 森林法422/73の43条に規定した特典を享受するため、関係者は林野庁の指定による植林地帯に、その計画を実施しなければならない。かつ以下の条件を満たさなければならない。

- a). 植林された区域は2 ha 以下であってはならない。
- b). 林野庁は植栽すべき樹種ならびに植栽密度を決めなければならない。
- c). 植付けから24カ月して予定した樹木の80%が成育し、かつ良好な森林管理状態にあるものは、植林が完了したものとみなす。
- d). 次に示す段階に基づいて植林された土地に対して、法律422/73の43条の不動産税免除が認められる。成育の急速な樹種は10年、完全な植栽による在来の樹種は25年。
- e). 混交植栽の場合は、成育が急速な樹種に対して規定した年数が免除のために考慮される。

58条 森林法422/73の44条に規定した特典を享受するためには、関係者は林野庁が指定する植林地に優先的に、その計画を実施しなければならない。かつ以下に示す条件を満たさなければならない。

- a). 植樹の50 ha以上の面積に対して、その作業計画が農業技師もしくは、それに相当した資格をもつ有能な人によって保証されていない。
- b). 24カ月目において、最低限として予定した樹木の80%が成育し、かつ良好な森林状態を示すものは、植林が完了したものとみなす。
- c). 林野庁は、奨励すべき樹種ならびに植栽の密度を決めるものとする。

59条 法律384/72の適用を受ける納税者(所得税に代替する税金)は、森林法

44条の所得税免除の規定の利益を受けることができる。

60条 植林計画は以下の事項を含まなければならない。

a). 土地所有の権利書。

b). 所在地の図面。

c). 年間の植林の区画を正確に示した、その所在地の詳細な図面。

d). 土地、植物の育成する状態、現場への立入り状態について、簡単に記述した作業に関する計画：植林すべき全地域、植栽地域、維持費、管理経営技術。

61条 事前の照査のため、林野庁は森林登録に関する原簿に、植林した地域、その森林状態、私人もしくは法人の各々によって行われた投資について記録を残す。

62条 年間の植林を行った地域及び、その投資について林野庁が発行する照査証明書は、受益者が大蔵省の担当当局に対して、不動産税の免除及び所得税の免除を申請するのに利用する公的な証拠となる。これらの証明書は林野庁が毎年発行する。

63条 農牧省は林野庁の提案により、植林計画に対する金融を行うための借入金の手続きを行う。

64条 苗畑または植林に対する金融は、国立勸業銀行もしくは、その他の金融機関によって行われ、植林地域における植林に対して優先的に貸付けられる。

65条 20ha以上、1,000haまでの森林を森林地帯に所有する者であって、天然林を最少限のパーセンテージで保持している者が、その天然林を人工林にしようとするときは、森林担当の当局に対して所要の許可を申請しなければならない。また、当局は予定する作業計画を事前に承認しなければならない。

66条 天然林を人工林に転換する場合には、その地域において奨励された樹種を考慮しなければならない。

6-3 投資・課税関係

6-3-1 投資奨励法（法律550/75）

経済、社会開発政策により投資に対する恩典を与えるものである。以下は主な条項を抜粋したものである。

a. 目的

経済、社会開発政策に合致する投資に対して恩典を与えることにより、投資を奨励する。

b. 投資の分類

必要な投資：経済開発の優先性を持つもので原料生産，加工により輸出を増加するもの。

適当な投資：輸入を代替し，国の資源を利用するもの。

c. 投資の方法

6条

1. 現金
2. 現物
3. 特許，商標

7条

投資されるものは，新しく現代的でプロジェクト期間中の使用に耐えるものであること。

8条

次の場合，この法律の恩典を受けることが出来ない。

1. 個人が使用または消費するもの。
2. 企業家そのものが使用する車輛または投資家が契約した技術者，職員等が使用する車輛。

d. 恩典

11条

必要な投資の恩典

1. 資本投資の全ての為替税ほか，賦課金の全額免除。
2. 資本投資（機械他）の輸入税，付加税ほかの全額免除。
3. 資産輸入に関する為替付加税の全額免除。
4. 資産輸入に関する輸入預託金の全額免除。
5. 所得税の5年間50%免除。

12条

適当な投資の恩典

1. 資本投資の為替税ほか賦課金の全て免除。
2. 資本投資（機械他）の輸入税，付加税他の全額免除。
3. 資本輸入に関する為替付加税等の70%免除。
4. 資産輸入に関する輸入預託金の全額免除。
5. 所得税の5年間30%免除。

13条

必要な投資、適当な投資は更に次の恩典を受ける。

1. 必要な投資の場合、原料、容器その他、国内で生産されない資材の輸入について関税、付加税ほか、輸入預託金の免税。
2. 適当な投資の場合、原料、容器その他、国内で生産されない資材の輸入に対して関税、付加税等の75%免除。輸入預託金の70%免除。
3. 仮輸入制度の適用（別掲）
4. 輸出については関税、付加税ほかの全額免除。
5. 会社設立、商業登記所登記その他の登録に課される税金の免除。会社設立に関する株式の発行、譲渡等についての税金免除。

14条

外国からの投資者は利益金、配当金、利息、商標、特許使用料等を為替取扱い銀行を通じて外国へ送金することが出来る。

資本金の送金は、生産活動開始後3年から年20%を超えない範囲で送金することが出来る。

15条

前条の保証を得るためには、中央銀行で導入した外貨をもって外国資本登録を行わなければならない。

e. 場所による追加恩典。

20条

優先開発地域への投資に対しては、次の追加恩典が付与される。

1. 必要な投資に対して与えられる恩典の付与。
2. 2年間、法律1003/64印紙税の一部条項免除。
3. 法律344/71に定める営業税の5年間免除。
4. 投資によって利用される不動産に対する不動産税の5年間免除。

注)：優先開発地域として以下の県が上げられている。

経済企画庁が関係省庁と合議の上決定する。

優先開発地域は次のとおり。

ALTO PARAGUAY	県
CHACO	県
NUEVA ASUNCION	県
BOQUERON	県

経済企画庁の判断により、これらの優先開発地域は次の各県を含めて拡大される。

CONCEPCION	県
GUAIRA'	//
ITAPUA	//
ALTO PARANA'	//
ÑEEMBUCU'	//
AMAMBAY	//
PTE .HAYES	//

f. 手続き

39条

この法律の恩典適用を受けるためには、商工省の申請書を提出する。

40条

投資プロジェクトは基本的に次のデータと情報を含むものとする。

1. 投資者の氏名・住所
2. 進めようとする事業の詳細
3. 市場調査
4. 事業地
5. プロジェクトの技術的設計
6. 原料、資材
7. 労 力
8. 投 資
9. 資 金
10. 保証・信用
11. その他必要事項

外国からの投資の場合は大株主、投資内容、性質、金額、投資期間、外国人要員の予定人員、資本金回収予定、利益金、配当金等について詳細に記載する。

41条

全てのプロジェクトは登録され、営業を許可された技術者またはコンサルタントによって作成されなければならない。

仮輸入

輸出を目的とした仮輸入

1. 政令による許可を必要とする。
2. 関税の一部または全額免除。
3. 適用範囲

- 1) 機械器具，車輛，その他の資材。
- 2) 偶発的に工事施工あるいは設備修理のために企業により導入されるもの。
- 3) ブリキ，ブリキ容器等牛肉，馬肉加工用，Palmito（ヤシの芽）加工用に使用され，容器として使用されるもの。
- 4) 展示用資材，動物。

この法律を利用する場合，次の税金を支払うものとする。

法律 1003/64

第 6 項	5 %
第 5 6 項	1.5 %
第 6 6 項	1.5 %
法律 N : 862/63	0.5 %
" 551/75	0.5 %
" 489/74	0.5 %
政令 N : 2372/73	0.25 %
" 3962/74	0.5 %
領事査証料	5 %
関税総局	1 % / 月

6-3-2 所得税（法律 9240/49）

a. 所得税

国内で利益を求むる経済活動を行う自然人，法人に対して課税されるもので，次のカテゴリーに分類される。

(a) CATEGORIA A

商業，工業，輸送，森林開発，マテ茶，鉱業，発電，建設より生ずる利益。

(b) CATEGORIA B

銀行，金融，保険，投資，相互金融，ほかこれに類似したものからの利益。

(c) CATEGORIA C

漁業からの利益。

(d) CATEGORIA D

不動産からの利益。

(e) CATEGORIA E

単純な投資（担保による貸付も含む）からの利益。

(f) CATEGORIA F

高級社員の報酬。

b 個人経営の所得税

個人経営の場合は次表により課税される。

表Ⅳ-6-1 所得税の税率

(単位：Gs)

所得額		固定額	％ (1)	税率範囲％ (2)	
最低限度	最高限度			最低	最高
1	50,000	-	5		5
50,001	100,000	2,500	9	7	7
100,001	150,000	7,000	16	7	10
150,001	200,000	15,000	22	10	13
200,001	250,000	26,000	28	13	16
250,001	300,000	40,000	32	16	19
300,001	400,000	57,000	31	19	22
400,001	500,000	88,000	37	22	25
500,001	1,000,000	125,000	26	25	25.50
1,000,001	2,000,000	255,000	27	25.50	26.50
2,000,001	3,500,000	525,000	28	26.25	27.00
3,500,001	5,000,000	945,000	29	27.00	27.60
5,000,001		1,380,000	30	27.00	30.00

注) (1)；最低限度額を超えた額に乗ずるパーセンテージ。

(2)；固定額に(1)によって算出された額を加算した税額は(2)に示す率の範囲内に納まることを示す。

c. 法人の所得税

国内の株式会社、有限会社、その他全ての商業を目的とした団体または外国で設立された企業の個人経営のものを含めて支店、出張所の所得税は下表の税率表により課税される。

表Ⅳ-6-2 法人等への所得税率
(単位：Gs)

所 得 税		固 定 額	％ (1)
最 低 限 度	最 高 限 度		
1	500,000	—	25
500,001	1,000,000	125,000	26
1,000,001	2,000,000	255,000	27
2,000,001	3,500,000	525,000	28
3,500,001	5,000,000	945,000	29
5,000,001		1,380,000	30

注) (1)；最低額を超える部分に乗ずるパーセンテージ。

d. 国内に住居をもたぬ者の所得税

国内に住居を持たぬ者へのパラグアイ国内の利益からの支払いについては、それを支払う者が次のパーセンテージにより、唯一且つ確定的な所得税として留保する（源泉徴収）。

a). 株式配当…… 10%

利益金の国内への再投資の場合は免除。

b). 外国で取締役、顧問、その他の組織に勤務する者の報酬…… 30%

c). 謝金、手数料、利息、年金、利益配当、その他税金の対象となるもので上記

a).b)以外のもの…… 30%

d). 免 除

次のものは免除する。

- 1) 農業生産。
- 2) 他に従属して行う個人の労働。
- 3) 選挙、非選挙にかかわらず、公の職務。
- 4) 政府が商業とみなすものを除く自由業。
- 5) 遺言執行人、管財人、精算人、株式会社取締役及びそれに類似するもの。
- 6) 財産相続、寄付、寄贈その他の利益。
- 7) 退職金、年金、恩給、事故補償金、生命保険利益、その他。

6-3-3 印紙税 (法律 1003/64)

a) 官庁への手続	} 0.5 ~ 1.5 % 課税
b) 船荷証券	
c) 契約書	
d) 証明書	
e) 司法手続き	
f) 登記	
g) 銀行取引	
h) 保険	
i) その他	

6-3-4 その他の課税

1) 販売税 (法律 N : 69/68)
国産品 3 %
輸入品 12 %
生活必需品は除外
2) 営業税 (法律 N : 44/71)
商業, 工業, 他一切の営業活動に課税される。
資産総額 Gs 10,000,000 未満は資産額 × 0.5 %
" Gs 10,000,000 以上は Gs 50,000
3) その他
市役所の税金
不動産税

6-4 関係法令等の検討

森林法 (法律 422/73), 投資奨励法 (法律 550/75) 等の造林事業に係る主な条項については別記したとおりである。

これらの造林関係法律について, カビバリ森林造成計画調査の事業内容等から, 主な条項について下記検討した。

なお, 投資奨励法については「必要な投資」を対象とした。

- 1). 森林法 42条に関し, 区域面積約 27,250 ha, このうち傾斜 3° 以下が約 23,350 ha あり, 区域面積の 85% に相当する。また, 森林造成計画外地を現入植地及び予定地, 国道 10 号線沿線の左右 1 km で 5,218 ha と仮定して, これらを区域面積から差し引いても造林対象地, 天然林施業地は十分な広さをもっているため森林法 42条の規制を満す。

上述のようにカビバリ森林造成計画対象地は森林法の規制を満しており、各種恩典を受けられる事業である。

2). 不動産税

森林法43条に植林した土地は不動産税が免除されるとあるが、マツ、ユーカリ等の成長の早い樹種は10年間、在来樹種は25年間の免除となる。

3). 所得税

森林法44条に所得税相当額を、その年に全額植林に投入することになると所得税は免除されるが、投入がなければ課税されることになる。但し、投資奨励法11条では5年間、50%の免除が規定されている。

4). 輸入税等

森林法45条で、植林及び再植林に必要な資材の輸入に伴う国庫賦課金及び為替課徴金の一切の免除が享受出来る。また投資奨励法11条に、資本、資産の輸入に係る輸入税、付加税、輸入預託金等は全額免除されるとある。但し、ジープ、乗用車等の事業に直接関係をもたないものについては課税対象となる。

課税額は、最高でCIFの107%、通関手続を入れると約130%となる。

その他、ジープ、トラック等には自動車税Gs 4,000/年かかるが、毎年減される。鑑札税はGs 6,000/年であるが、地域により課税額がちがう。

5). 印紙税

法律1003/64に、証明書、司法手続き、銀行取引等の諸手続きに0.5～1.5%の印紙税がかかる。

6). その他

国産品の販売税として3%、営業税はGs 10,000,000以下は資産総額の0.5%、Gs 10,000,000以上はGs 5,000課税される。

以上は、主として法人を対象に検討したものであるもので、カビバリ森林造成計画の性格、位置付けによっては取りあつかいが違ってくとも考えられるので、実施計画作成に当たっては、詳細に検討する必要がある。

7. 金融機関と融資条件等

カビバリ森林造成計画の実施に際し、現在のところ林野庁では、立木処分による収入と金融機関からの融資による事業資金の手当てを考えている。

事業資金の手当先として、パラグアイ国内ならびに外国の関係金融機関の融資条件等について、資料及び聴取の結果は下記のとおりである。

7-1 主な産業融資機関

7-1-1 国立勸業銀行 (BANCO NACIONAL DE FOMENTO, 略称BNF)

a 農業融資

① 対象事業

投資： 機械購入費，倉庫建設費等の固定資産投資

営農資金： 整地，播種，除草管理，収穫費等の営農資金

② 融資比率

自己資金： 30%

融資： 70%

③ 利子

12%/年

④ 手数料

36%/年……先払いの場合

6.0%/年……後払いの場合

⑤ 償還期限

最高5年

⑥ 担保

不動産抵当または融資対象物件の担保差入れ

b. 大農家，農業経営融資

① 対象事業

投資： 機械購入費，倉庫建設費等の固定資産投資

営農資金： 整地，播種，除草管理，収穫費等の営農資金

② 融資比率

自己資金： 30%

融資： 70%

③ 利 子

12%/年

④ 手 数 料

3.6%/年……前払いの場合

6.0%/年……後払いの場合

⑤ 償還期限

最高9年（普通は4～5年程度）

⑥ 担 保

不動産抵当および融資対象物件の担保差入れ

⑦ 限 度 額

Gs 18,000,000.-

ただし、借入申請者の規模、能力により、さらに多額の融資可能

c. 工業融資

① 融資対象事業

設備等の固定資産に限る

② 融資比率

現地工事費： 35%

機 械 等： 100%

③ 利子、手数料

18.6%/年

④ 償還期限

最高12年（普通8年程度）

⑤ 担 保

不動産抵当及び融資対象物件の担保差入れ

⑥ 限 度 額

US\$ 1,000,000相当額 (Gs 126,000,000)

ただし、Gs 貨で固定し、対US\$ レート変化による調整は行わない。

⑦ 本融資の対象となったものは、輸入税免除の恩典があり、産業投資法（法律550）の適用を受けなくてもよい。

注；この恩典は輸入税免除のみで、産業投資法の他の恩典例えば所得税、不動産税の一部免除等々には及ばない。）

d. 商業融資

◦ 運転資金

① 対象事業

商店をはじめ工場等の運転資金，国産原料在庫引当等が優先される。

② 利 子

12%/年

③ 手 数 料

2.4%/6カ月または0.7%/月

④ 償還期限

6カ月

⑤ 担 保

不動産抵当

国立勸業銀行では以上の産業振興融資の自己資金のほか，次の資金を運用している。

e. 西独第4次融資

① 期 限

援助の必要性に応じて決定

② 利 子

12%/年

③ 手 数 料

2.4%………手続き開始時

2.1%………6カ月毎先取りの場合

3.3%………6カ月毎経過後の場合

④ 限 度 額

輸入機材CIF価格の100%

f. ブラジル銀行(CACEX)融資

① 期 限

6年，8年

② 利 子

12%/年

③ 手 数 料

2.4%………手続き開始時

2.1%………6カ月毎先取りの場合

3.3%………6カ月毎経過後の場合

g. アルゼンチン国立銀行融資

① 融 資 対 象

輸入機械

② 期 限

5年

③ 利 子

12%/年

④ 手 数 料

2.4%………手続き開始時

2.1%………6カ月毎先取りの場合

3.3%………6カ月毎経過後の場合

h. 米州開発銀行（B I D）融資

① 融資対象

- 機械，器具輸入代金の100%
- 国内調達機械，器具代金の70%
- ホテル建設工事の50%
- 据付工事費の35%

② 期 限

4年，12年

③ 利 子

12%/年

④ 手 数 料

2.4%………手続き開始時

2.1%………6カ月毎先取りの場合

3.3%………6カ月毎経過後の場合

i. 世界復興開発銀行（B I R F）融資

① 融資対象

- 輸入機械，器具代金（C I F）及び当初の輸入原料在庫品の100%
- 国内で調達する輸入機械，器具代金の60%
- 土木工事費の25%

② 期 限

最低4年，最高12年，据置期間1～3年

③ 利 子

12%/年

④ 手 数 料

2.4%………手続開始時

2.1%………6ヵ月毎先取りの場合

3.3%………6ヵ月毎経過後の場合

⑤ 限度額

US\$ 75,000,000-

j. 国立勸業銀行の農牧業融資手続き

① 計画内容説明

- 生産物
- 生産目標
- 場所
- 土地所有
- 通信手段
- 自然資源（土壌，水，その他）
- 労働力
- インフラ（道路，機械サービス，輸送，動力，その他）
- 従業員

② 申請者

- 管理的，技術的能力
- 借入れを行うための法的資格
- 銀行借入れ実績
- 定款（法人の場合）
- 授權資本金（法人の場合）
- 払込済資本金（法人の場合）
- 登記所，登記日付，番号（法人の場合）

③ 資金

- 計画の所要資金総額
- 借入申請額
- 自己資金
- 要員数
- 担保，抵当差入れ

④ 技術的，経済的可能性

- 生産物別増産量
- コスト

- 収支関係
- 技術導入
- 機械化
- 収益性見込み
- 支払能力
- 損益分岐点
- ⑤ 市場
 - プロジェクトの結果による増産分の市場吸収能力（国内，国外）
- ⑥ 償還計画
 - 元利償還計画
 - 償還期間中の損益見込み
- ⑦ 計画の妥当性
 - 国の経済・社会開発計画中のプライオリティに合致するか，社会・経済開発への貢献度
- ⑧ 計画実行及び管理
 - 投資計画（時期詳説のこと）
 - 技術導入，コントロール
- ⑨ 付属書類
 - 担保差入れに供する動産，不動産権利書
 - 前年度貸借対照表及び損益計算書
 - 資産，負債状況報告
 - 輸入及び現地調達機材の見積書
 - 実行予定の施設等の設計図
 - 定款の写し（法人の場合）
 - 会社代表権を証する議事録（法人の場合）

7-1-2 パラグアイ開発銀行

唯一の民間開発銀行である。

- ① 期限
 - 18カ月～5年
- ② 利子
 - 18～24%/年

注) 融資の50%以上が工業融資となっている。

7-1-3 開発特別基金（パラグアイ中央銀行）

市中銀行経由で貸付けており、次のプログラムに関する中小企業（生産関係）が対象である。

- 米国開発局（A I D）の援助による農村企業プログラム
- 米国開発局（A I D）の援助による生産融資保証プログラム
- 世界復興開発銀行（B I R F）の援助による工業、観光開発プログラム
 - a) 利 子
12% / 年以下
 - b) 手数料
6% / 年以下

7-1-4 その他の主な融資機関

その他、産業奨励の主な融資機関として次のものがある。

- 牧畜基金
- 外国からの直接融資
- 農業信用金庫
- 市中銀行による商業融資は、短期融資のみである。

7-2 米州開発銀行（BANCO INTERAMERICANO DE DESARROLLO, 略称 B I D）

前述の国立勸業銀行の取扱いによる米州開発銀行の融資によるものではなく、米州開発銀行の直接融資も考えられるので、同銀行アスンシオン支店で聴取した結果は以下のとおりである。

7-2-1 融資条件

① 対象事業

政府、公社、公団の他、民間における事業も融資の対象となるが①国のプライオリティーが高い ②公共性が高い ③事業の収益性が低い事業が融資の対象となる。

② 融資限度枠

融資の限度枠はない。但し、B I Dとの交渉で融資額が決まることになるが、最終的にはパラグアイ国の各プロジェクトに対するB I D融資の全体の枠内で、政府が各プロジェクトの融資額を決めることになる。

③ 融資比率

- 一般的にはB I Dの融資75%、自己資金25%。
- B I Dの融資US \$ 100万以上の場合は、自己資金もUS \$ 100万以上

必要である。

④ 金 種

一般的にはUS\$建の融資，返済であるが他にマルク，円などの14種の金種がある。

⑤ 期 限

10年据置，30年払。計40年。

⑥ 利 子

10年間は年利1%。

30年間は年利2%。

⑦ 返 済

- 一般的には均等分割で返済。
- 6カ月毎または1年毎の返済があるが，1年毎の返済が一般的である。

⑧ 手数料

未払残高の0.25%～1%。

但し，ケース・バイ・ケースによる。

⑨ 担 保

政府，公団，公社に融資する場合は，政府の保証が必要であるが抵当物件の設定はない。

民間の場合も抵当物件の設定はない。

⑩ その他

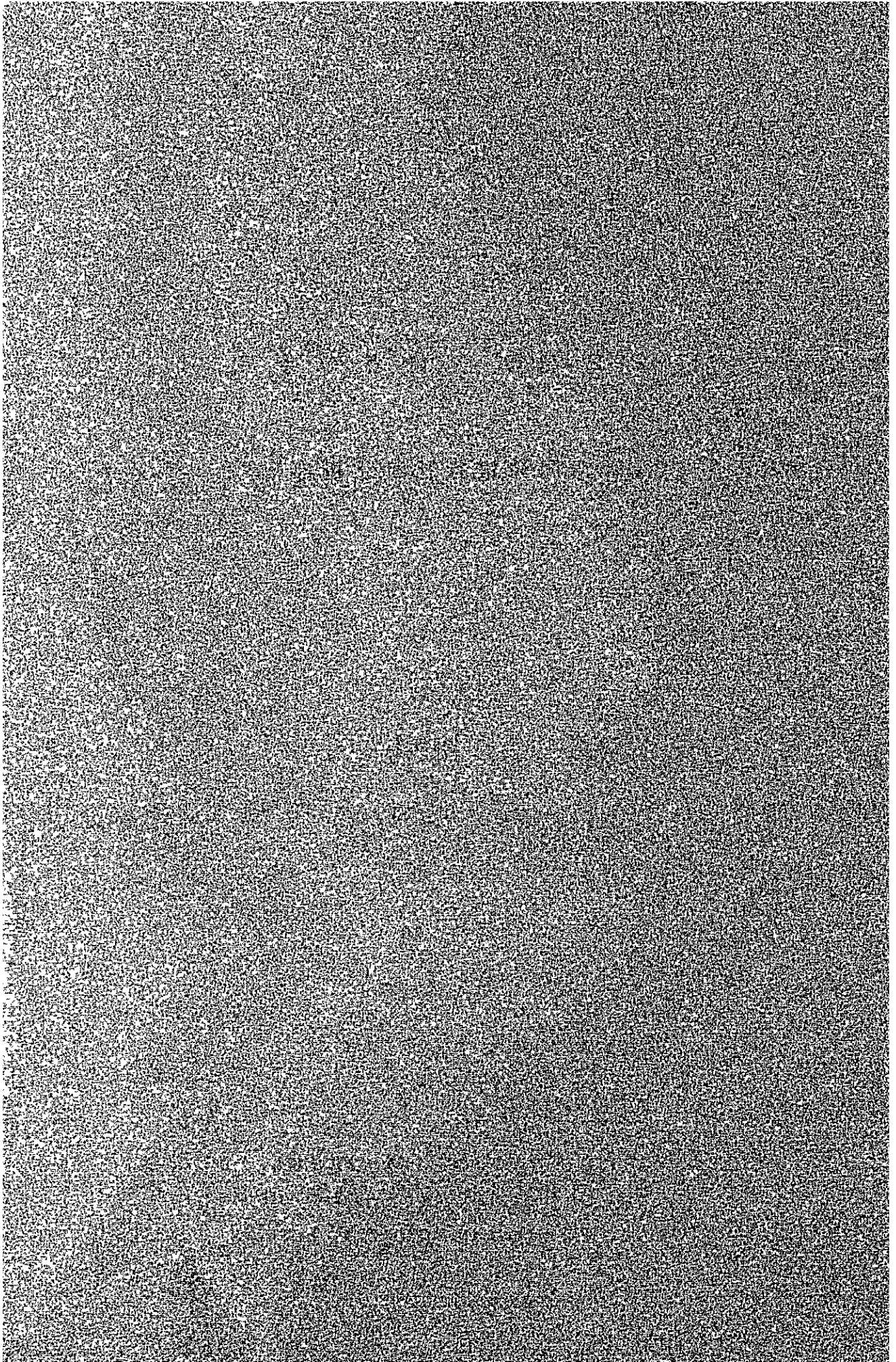
為替レートはGs 126/US\$である。

(注，パラグアイ国は，固定相場であるが銀行レートとしてGs 126/US\$を，自由浮動レートとして1982年7月16日に中央銀行は両替店に対する唯一のレートとしてGs 160/US\$のレートを制定したので，現在2本建てとなっている。)

7-2-2 借款申請書の手引

米州開発銀行計画分析部

(注：調査中にアソシオン在住の学者グループに依頼し、分担して、
1日で翻訳したものである。訳語が十分練れていない部分もあり
得るので、使用上はこの点に留意願いたい。)



B I D に提出する借款申請書作成の手引

目 次

I. は し が き	196
II. 銀行の取引形式	197
III. 投資計画の各段階	198
IV. 選ばれ得る計画	199
第一章 計画の概要	201
第二章 計画の関係範囲	202
第三章 借金人及び実行者、その他の参加機関	204
第四章 計画の費用とその融資	206
第五章 計画実施	211
第六章 財政への影響	213
第七章 社会・経済面の評価	215

は し が き

本手引書はB I D加盟国の借金を希望する機関に対し申請書に記すべき事項につき指導するために作成されたものであり、その内容については各計画の特性に適合させなければならない。

この手引の第一章から七章までには申請書に記入すべき事項の編成と提示の方法につき示され、銀行が計画を分析するに当り必要とする情報の総体的なしるべとなる。

計画により、記入情報は全面的に適用できないことも有り、時には、ここに示されているもの以外の追加情報が必要になることも有る。

銀行は申請書受領後、その内容分析と評価を行なうに当り、必要とする情報の総てを請求することができる。この手引の内容、又は借入金申請書の作成及び提出に関し、不明瞭な点が有れば各園におかれている代理者が解明に務めることになっている。

II 銀行の取引形式

銀行は次の方法により資金の貸付を行なう。

1. 特定のプロジェクトに対する貸付

これは銀行が貸付を認める時点において完全に決定している一つの、又は多数の特定のプロジェクトやサブプロジェクトに対してあたえられる融資である。

この特定のプロジェクトやサブプロジェクトは物的又は技術的な個々の特性により決定すべきであり、それらの本質や個々の独立した要素の合理性を変化させることなくしては分割できないものである。

一つのプロジェクト又はサブプロジェクトが完全に決定しているとは、それらの費用や予備計画の他、技術、財政、経済、社会面等で実現性が貸付前の検討により評価されている状態をさす。

2. 複合事業計画に対する一括的な貸付

これは、お互いに独立しているが相似の計画一体に対する貸付であり、全体の実現性はその内のいくつかの事業の実施とは無関係である。

計画の規模は実施に当る機関の実行力及び個々の事業の実施期間、準備資力やその他の特定要素に関連しない要因によるものである。

この特定の要素はお互いに独立しているので、その内のいくつかの要素の除去、又は無期的に延滞させることが考えられるならば一括した複合計画も分割させる事ができる。

3. 勸業機関に対する一括的な貸付

銀行側が融資の規模が直接取引するほどは大きくないサブプロジェクトと考えた場合は一旦勸業機関や営業所に貸付け、其の後にこれらの機関はサブプロジェクトに対し、又貸を行なう。

総ての貸付の実施は銀行と借金者との間で取り交わされる規定に従い行なわれる。

これにより実施の基準や受益者の該当資格、又貸しの条件や融資の対象分野、又は融資利用の制限等を定める。

4. 混合形式の取引

プロジェクトの特質により前述の形式を組合せて行なう方法である。

Ⅲ 投資計画の各段階

投資計画の各段階は次の通りである。

1. プロジェクトの選定

現実の問題や必要性に対する解決として一つあるいは多数のプロジェクトが選択される。

2. 可能性の事前調査

実現する可能性の少ないものを除外するため、先ず各選択計画の分野並びに経済、財政等に関する長期的調査を行ないその内の深く検討する。

価値の有る計画の範囲、費用、予備計画等を定める。

3. 実現性の調査

一番魅力の有る計画を選定してその実現性を定めるため、技術面、財政、関係機関、法律、経済、社会やその他の重要な要因を深く調査する。

4. 実施のための準備、編成

最終計画の見積り、実行の企画、予算、編成、資金の調達、コンサルタントの選定、請負業者の予備選定等を含む実行準備作業を行なう。

5. 実 施

計画の実行、計画が動き始め予定の利益を生み出し始めるまでの仕上げも含む。

6. 事業の開始と運営

プロジェクトが動き始めた後の短い期間とそれに続く計画の目的達成までの長期にわたる運営。

7. 影響の評価

プロジェクトは運営開始後再検討され、予定通り運営され、予定通りの益が生じているかを計り、当初の目的達成のための働きの度合いを評価される。

8. B. I. D の参加

大小の差は有れども銀行は前述の段階の総てに関与するが、一番関係が深いのは実現性の調査からプロジェクト実施終了段階までである。

銀行が考慮に入れるのは一般的に実現性の調査であり、その検討は予定される投資に対する技術面、財政、機関、法律、経済等多様の可能性の評価に基づく。

IV 選ばれ得る計画

1. 全体的な特質

考慮されるため銀行に提出される林業計画には以下の通りの必要条件が有る。

- (1) 国の開発計画の方針と具体的に合致すること。
- (2) 実施に当り、環境を破壊することなく、整然とした森林資源の利用を保証すること。
- (3) 財政、経済の収益面で満足のいくこと。
- (4) 全体計画の一部となり得る適した研究計画並びに要因の養成、訓練計画の支援を受けること。
- (5) 計画は投資額及びその地域の経済、社会の特質に合った就業の機会を作らなければいけない。
- (6) 提案される生産に関しては最も適した土地の利用法及び更新可能な資源の保全を考慮しなければならない。
- (7) 計画が生み出す生産物の適した販売方法を考慮しなければならない。
- (8) 自然林又は造植林の保護とそれらの適した利用のため、必要な場合はインフラ事業により補足する。

2. 銀行の融資の対象となり得る

プロジェクトは適した機関の支援を必要とし、適した森林法も必要とする。これらの強化及び改善がプロジェクトの目的に含まれていない場合は前述の基本的な要因を必要とする。

- (1) 既存の自然林の合理的な開発利用、最も良い各種木材の加工に方向づけると共に既存資源の保全と生を図る。
- (2) 既存の、又は計画されている工場に原料を提供するため、林業に適した土地に新たな造林を行なう。

選ぶ樹木の種類は新設の土地の環境に合ったものか又は試験により、その他に適していると実証済みの種類でなければいけない。

- (3) 自然林及び造成林を全体的に、そして最高度に利用するための工場の設置。

融資の対象となり得る工場としてパルプ、製紙工場及び建築用材料の製材所やベニヤ板、各種合板の製造工場があげられる。他にも樹脂の精製や木材以外の森林生産物の工場も融資の対象となり得る。

資源を最大限に利用し、満足のいく経済的な結果を出す事を奨励する意味で総合的な事業を優先とする。この事により色々な業種の工場が組み、それぞれが違う種類の木材や年齢の違う木材を使用したりして自然林、造成林を問わず管理が合理的に行なわれることになる。

加工部門においては、各種生産品の保存と販売の面で改善を行なうため選別並びに処理、

乾燥等を行ない工場設備を含めなくてはならない。

- (4) 自然林又は造成林の伐採作業と原木の運搬に必要な器機類、トラクター、自動車や其の他原木の取扱い及び工場までの運搬に要する設備。
- (5) 森林地域内のアクセス道路、特に工場までの原木の運搬並びに工場から消費地までの運搬に使用される道路系統。
- (6) 自然林の再生又は多くの目的を持つ森林の造成、特に土地の侵食防止や農業用地の保全を目的とするもの、河川の流域やダム、水路を土砂の流れ込みから保護したり、水源地や河川の流量の調整に役立つもの。

この他、この部門には野生の動植物を保護したり観光等で役立つ国立公園の保全も含まれている。

最後に、この多重目的の計画に含まれるものとしては、環境を破壊する無差別な伐採を行わず、林業と農牧業との調和を図り、地力に合った適した土地の利用を行ないながら森林を利用したり、造成したりする入植計画があげられる。

- (7) 資源を守り林業の振興を進める政府機関の強化。

この部門においては、次の業務が含まれている。

3. 自然林の保護、管理と利用に関する現存の問題に対する解決法となり得る研究

一番適している木の種類の選定とその栽培方法の開発、造成林の管理とその利用及び材木の処理加工と利用方法に務める。

林業振興計画に含まれている研究や、植林、森林管理、加工等の実施に必要とする大卒、中等及び職業訓練所卒各レベルの技術者の養成。

見回りによる防止や消火方法による山火事対策。

病、虫害対策。

自然林の無差別な伐採を見回りにより防止して自然資源を破壊から守る手段。

自然資源のより良い管理方法や優良な種類の導入、最新の植林技術等を伝える業務。

森林地の地籍調査。

国際市場への輸出の多様化を図り、同地域の国々に加工工場を設置し、地域間の取引に役立たせる他、多国籍の企業を設けるための市場調査を行なう。

注意 もしプロジェクトに個人企業に対する又貸しが含まれている場合、この手引は“農業の一括融資”により補足されるが、これは各国におけるB I Dの代理事務所より入手できる。

第一章 計画の概要

この章の目的は本書を使う人に一覧で計画全体の重要な基本情報を要約して伝えることにある。

今まで各章において詳しく伝えて来た情報のまとめとなるものであるのでこの章は一番最後にあたる。

この計画概要には以下の情報が記入されている。

借金機関と実行機関

誰が融資を受け、どの機関が計画を実施するのか。

計画の特質と目的

計画の特質と目的をかんたんに述べ、実行される主要事業の関係についても述べられる他、政府機関が定める優先順位を示す。

計画実施地域

プロジェクトが実施される場所を示す。

受益者

利益を受ける団体はどれかを示す。

プロジェクトの費用の総額と融資の申請額

計画費用額、申請する額、資金の現地調達分とその資金源、外貨の必要額。

申請する融資の条件

融資の条件に関する情報（期限、利息、すえ置期間等）。

計画の実施

計画の準備の具合と実施に予定している期間。

技術協力の必要性

計画の特定部門を強化する意味で技術協力の必要性が生じる。この点については目的と必要額も記入する。

第二章 計画の関係範囲

目 的

この章の目的は、林業開発部門の問題点を定め、関連性を見付け解決法を見付けることにある。この章には、次の情報が含まれる。

一般の情報

1. 国の経済のなかにおける農牧林業の重要性
2. 最近五年間の次の事柄についての情報
 - I 林業関係の生産量と額に関する統計資料
 - II 林業生産物の輸出と輸入量の統計資料
3. 計画実施地域における雇用関係、収入レベル及び人口の移動率
4. 同地域におけるサービスの基本的なインフラ
(融資、研究、普及、教育、保健、他)
5. 最近三年間の農村地域における公共事業の投資額とその特質
6. 将来の林業開発計画とその目的

計画実施地域の特性

1. 面 積
2. 気 候(降雨、気温、湿度)
3. 土地と地形
4. 水資源、排水

既存の林野資源

1. 調査に基づいた全国及び関係地域内の林野の位置と面積
2. 利用方法、間伐、伐採の順番と最終的な伐採
種類別の植付から前述の作業を行なうまで要する年数
林業生産物の生産量と需要
F A O、林業生産年報による名称
(原木、製材、合板、パルプ、紙、他)に関する次の情報
 - (1) 自然林及び造成林のそれぞれの生産量
 - (2) 見かけの消費量、需要の傾向

林業投資の奨励

1. 減 税

2. 輸入製品の課税
3. 優先的な融資とその特質
最近五年間の貸付額
融資の資金源
4. その他

計画実施地域の社会状況

1. 農業の仕組（地域内の農家の規模と土地所有）
2. 全人口及び農村人口、人口移動
3. 就業及び失業
4. 地域内の農村人口の収入レベル
全国のレベルとの比較
5. 地域内の最低賃金
6. その他の社会指数（住居、保健、栄養、他）

社会インフラ及びサービス

1. 道路及び運搬用の施設
2. 電力及び上水道
3. 生産物の保存と販売
4. 使用できる公共施設

林業関係の法律

計画に関連した法律や規則をまとめて記述する。（計画実施に関係が有る法律等の写しを添える。）

同類の計画

実行済、又は実行中の似た計画が有れば説明する。それらの結果も説明。

国際融資

1. この分野における B I D の貸付又は技術協力業務
2. その他の機関の実施の状態

第三章 借入金及び実行者、その他の参加機関

目 的

本章は計画実施に当る諸機関について述べ、同機関の財政及び法的な状態を示す。

この章には次の情報が含まれる。

機 関 面

1. 借金、実行及び保証機関として計画に参加する各機関について述べる。
2. 計画によりサービスを提供する及び民間の機関について
3. 実行に当る各機関について個々に説明

担当するサブプロジェクトを示し、それぞれの機関の次の情報を記述する。

設立に適用された法律、決議等。設立の日付、法的な権限、役目、資力源

その構成と働きについては

- ・ 管理の仕組（組織図を添える）
- ・ 役員及び要職員の構成と選出
- ・ 最高役員の権限と責任
- ・ 全国に配置されている支所等の数と場所。特に計画に関係の有るもの
- ・ 計画に関係が有る部門の基本的な役目
- ・ 分権の度合
- ・ 機関の再編成が行なわれる場合は示す

人員については

人員の募集、選出、昇格と離職

人員の訓練、給与、他

職員の総人数

主要部門における配置

勤務年数、他

人員の内直接計画に関係するものを示し、専門分野別の表を作成する。

団体の主な役員履歴書を添える

計画実施に当り人員の増加が予定される場合は人数とタイプを示す。

4. 計画が直接必要とする機関の財につき述べる。受持つサブ・プロジェクトのタイプにより詳しく述べる必要が有るが一般には、土地、建物、農機具、研究施設、飼育センター等である。
5. 購入、入札契約等の方法に関するかんたんな説明
6. 経理、査問の仕組

財 政 面

実施に当る各機関の次の情報を必要とする。

1. 政府機関

関係する省及び部門の最近三年間の収支計算

その間の変化の理由に関しては、コメントを付ける。

融 資 面

1. 自治団体

過去3年間の年間経済状態、結果又は損益、資金の出所とその適用を提出する。これらは帳簿内訳を添えてこななければならない。

2. 銀 行 *

銀行の場合、なるべく早く資金状態と貸し付け金回収について下記の明細を含めて報告すること。

- 延滞の明細とその期間別分類。
- 延滞理由とこれを少なくする対策。
- 貸し付けのための貯えと、又は回収不確な貸し付け金が有るか。

金額は、当国貨幣とこれをU.S.Aドルに換算した金額であること。

尚、換算方法を記入すること。

- 銀行の農業部門 — 融資総額に問い合わせること。

第四章 計画の費用とその融資

目的

この章の目的は、銀行が地方又は国全体の林業発展のためのプロジェクトの色々な構成、費用と重要性をはっきり理解するために必要な資料を与えることである。

提供された資料は、技術、融資、施設、法律、経済面の検討ができる様不足がなく詳細でなければならない。プロジェクトが技術的に完全と認められるのは、提供した資料が技術面を考慮した他に資金、会計が定規と通常使われている技術内にあることと、プロジェクト費用見つもりが他のどんな方法よりも良く予想した結果が出る場合である。

この章に該当した書類は、一番都合のよいかたちで提出してよい。叙事文、図か又は表、この章には次のことを含めなければならない。

プロジェクトエリアー

1. 地形と境界線
 2. 次のような選択に使われた規準
 - ・ 生態特徴と選択された種類との関係
 - ・ 農業又は牧畜にくらべ、良い土の使い方
 - ・ 施設の配置、特に生産物の運送と加工を便利にする道と電力
 - ・ 次のような保存管理
 - 風化された土地の回復、水路脇の保護
 - ダムの管の沈降予防とその副産物[Ⓞ]
- Ⓞ（存在しているか又は作る工場の収容力を詳細する）

プロジェクトのねらいと目的

1. プロジェクトの規準目的を表示する。自然林を利用するか又は植林ヘクタール数と、生産量。
2. 他の補足目的を記入する。輸出の増加又は輸入の減少によって得た外貨、就職、最も良い土地の利用、天然資源の保存、ダムの保護など。

プロジェクトの記述

プロジェクトの特徴を表示する。例えば、合理的な森林の利用又は植林融資によって新しい植林の設定する。その他に、基礎ができていないか、施設支援と生産者に対して技術補助などを記入する。この最後の場合、これらのひとつひとつの活動又は投資の記述をしなければならない。特に資源調達色々な機関からくる場合。

プロジェクト記述にあつて次のことが報告基本となる。

1. 得る材料の質と行先、その優先と生態条件への適応性をもとに種類の選択をする。^{**}
 - ^{**} 別紙に選択された各種類の生産費用と収益の明細を提出すること。
2. 種類別、年別と面積の植林予定表。

3. プロジェクトによって植林される面積をうめるために、個人又は組合の苗木の拡張。
4. 次のことを表示した生産物利用プラン
 - a) 間切り時期と最後間切り又は場合によっては間切りをする順番
 - b) 生産物の量と行先
5. 設ける施設（道、電気、学校、病院とその他の施設）
6. 試験場と林業普及局の設立又は拡張
 - a) 設立又は拡張する試験場と森林調査面積又は種子の生産
 - b) 設立又は拡張する普及届の数と技術者の任命。植え付けから利用までの普及局の活動
7. 害虫と病気の予防普及
8. 火事予防
9. 人員の訓練と指導
10. 実行機関の拡大化（プロジェクト実行にあたって機関が必要な援助とその特徴）

融資の政策*

プロジェクトが植林融資を出す場合、融資を与えるにあたっての政策を記入すること。
特に次のような事柄を記入する。

1. 融資を与える目的
2. 類型別最高額と借用者別総額
3. 融資の特徴
 - a) 期間、その設定
 - b) 利息
 - c) 据え置き期間とその証明
 - d) 要求できる担保
4. 融資のコントロールと指導方法

プロジェクトに必要な事柄

この項目について次の事があげられる。

1. 融資の働き

苗作り、土地の準備、植付け、さく、移植管理、機械、機具とその他
2. 技術普及とその他のサービス

例えば衛生管理、火事、指導など、これについて必要な事柄を決める。

 - 人員：専門家、技術者、運営とサービスこれを十分に満足させる可能性が有るかどうか。
 - 車、機械、機具とその他
 - 融資貸し付けにあたっての規則を添えること。
 - 実行機関に対しての技術協力

実行機関が新たなサービス又は改善を望んだ場合、技術協力が必要になる。その時は、予算に計上する。

この費用は、貸し付けをする融資で取り扱うことができる。

3. このプロジェクトに予想されたその他の投資又は活動

原型農場

総額融資の場合貸付は次の様に行なう。

1. プロジェクト資本から貸し付けをする農場になるべくちかい原型農場を構成する。農場選択に用いられて規則を記入する。この項目はプロジェクトを記述及び分析するのに重要である。
2. 原型農場の結果を分析する（資金の動きと収益表・図）
3. 効率プロジェクトに取り上げる農場の当初及び今後の状態を次の点に関じた分析を加える必要がある。
 - ・ 原型農場を規準に現在有す資源利用、技術、予想生産量の増加、経済面の結果（収益／経費の比率）
4. 各原型農場の期間別のあらゆる投資と運営経費の予算表を含める。同様に発育期間中に生産されると思える収入及び予想経費の計画作成

適切な技術の起用

プロジェクトの色々な投資及び活動については、地域の社会経済を考慮してプロジェクトの目的に適切な中流技術又はそれ以下の技術の越用する。

受益者

同プロジェクトに依る受益者の確認、分類、評価及び各グループ受益者に依る植林平均面積又は各可能グループの総面積

1. 企業又は公衆機関
2. 民間生産者
 - ・ 個人：(1)現在の林業生産者
(2)農牧生産者
(3)農牧業に無関係な投資者
 - ・ 協同：(1)組合あるいはその他組織の特徴と個人生産者で示された大半会員レベル（75%あるいは以上）
(2)林業企業と同加工又はその他の補足企業（観光エトセトラ）

プロジェクトに依り得られる生産

プロジェクトの性質から観て色々な部門から得る生産量及び収益予定表の作成

1. 原木
2. 製品
3. 加工品（ベニヤ、コルク、パルプ、ペーパー、エトセトラ）

プロジェクトに依り得れる生産物の市場調査

プロジェクトに依って得られる各種産物市場調査

1. 提出を要する特に次の点に重要ポイントを置く：
 - (1) プロジェクトに依る生産量又は増加量を生産者の成立つ価格で消化出来る市場（国内又は国際）
 2. 生産される商品をスムーズに消化する為の現存している施設（道路、製材所、加工場）等の能力
 3. プロジェクトに依り生産される商品の販売ルート

人員の養成

それを必要と観た場合、プロジェクトの急々な活動の要求に基き実行機関の人員養成又は訓練のプランを提出しなければならない。同プランは教訓内容、方式、指導者と教訓プランにかかる費用の分析等を明細化する。

プロジェクトのコスト

1. プロジェクトを総額融資とした場合、報告は次の様にしなければならない。
 - ・ 総額費と主な投資。このインフォメーションは原型農場を基準に設定し、表で提出する。
2. 輸入額の内容（当国貨幣で）

経費増：総括的な借款の場合は経費増を考慮しない。

個々のプロジェクトの場合は次の様に行なわれる。

プロジェクト資金によって支払われる。資材並びにサービスの経費を記載し、プロジェクト実施期間内で予想される資材及びサービスのコスト増を予測し、またその予測に使用された基本的データ（投資及び実施スケジュール、国内及び国外の経費に対する増加率、投資開始までの期間換算率等）について詳細に説明しなければならない。

同じく使用された計算方式の理由づけを必要とする。

プロジェクトの財政：1. プロジェクト経費に関する表を基にサブ・プロジェクト毎の財政計画または投資のカテゴリーを次の内容を含め提出しなければならない。

- B I D の 財 政
 - 国外直接経費
 - 国外間接経費
 - ローカル費
 - B I D 計
- 国内財政
 - 国外経費
 - 国内経費
 - 国内計
- 合 計

※ 建設及び機材の一般コスト増については銀行の代理店に問い合わせる事。

2. 要請された借款の条件（返済期間、据置期間、据置期間中の利息、返済期間中の利息）※

技術協力：プロジェクト実施及び完成後の運営、運用、保守に必要と思われるもの

1. 国際及び国内のコンサルタント

コンサルタントの概要（個人または専門会社）作業スケジュール、要求条件、必要期間及び必要経費の予想

2. 人材育成

プロジェクトに関係する人材の（実施機関の職員）国内または外国での訓練計画

訓練分野、必要期間及び必要経費、訓練計画に次の内容を記する。分野毎の参加者数、コース数、期間、経費または必要な指導者、機材及び資料

社会、環境問題：1. 色々なサブ・プロジェクトの工事実施及び運用による社会的有害影響に対する処置または対策

2. サブ・プロジェクトに関連する社会、環境等の運用者に対する訓練の必要性

※ 要請される借款の一般条件については、銀行の代理店に問い合わせる事。

第五章 計画実施

目的

此の章は、計画の遂行の方法を示す目的をもっている。その発展に含まれる種々の活動及び整理予定に対し又、遂行機関内の担当部に関する詳細な情報を提供する。（もし開始しておれば）計画の発展の現状を示す。

此の章は、次の情報を含まなければならない。

機関強化

1. 融資の材料の管理に使用する手法及び計画遂行部の強化の為に採用される対策、もしこれが問題であれば。
2. 計画の目的の達成及び又は、その能率的な遂行を確保する為に締結されようとする協定（ひな形を伴う）及び遂行者と借金人が発布しようとする規定。

工事及び業務の請負い契約、且、材料取得の手段

計画遂行の為に必要とする機械類及び材料の取得の場合に利用する手段を示す。又、そのように実行される工事の付与契約。同様にに関する条件とその技術的補的の為に顧問の選択の為に適用される手段を示す。適切な時機に実行を達成する為に、各遂行機関の其れらの作業の遂行計画を頼りにすることは大切である。此に対して、工事の入札の日程、取得及び工事の入札の規則を提出しなければならない。

計画遂行の日程

1. 資材の取得及び工事遂行の日程。
2. 顧問達の業務及び加入の日程。
3. 従業員加入の日次。
4. 又貸にさし向ける資金の負債及び払込みの日次。

又貸の手続きの為に手段

申請されている又貸の承認又は拒絶によって到達する他の総ての手續及び意見、其の分析、手續、借入申請の受付の為に総括的な借入の場合は、手段を指示しなければならない。此の手續の各手順の為に、完全な手續をとることによる期間の平均又責任、役目など中間金融機関又は、遂行機関の種の支局の責任及び参加を示す。

投資日次

計画の遂行の日次を基に、資金の出所を示して6カ月間毎の投資及び費用の査定日次（カレンダー）を提出する事、次の為に：

1. 又貸の許諾
2. 資材の取得及び工事の投資
3. 従業員の費用（遂行機関内で増加する現地の従業員及び顧問）
4. 6カ月毎の費用及び投資の合計

資材の使用及び計画の統制及び監視

資材の使用の検査を行う方法及び計画遂行の監視の為に遂行機関が有する技術及び経営の手段及び機制に就て報告する。

融資の出る可能性の有る前の投資。

融資契約の調印後に行う投資を銀行は通常承認し融資する。

特別な場合に、融資の契約の偶発的な調印前、しかし申請書の提出後そして銀行の定めた期間中に、計画のなかに投資を予見していれば其の投資は其れらの日次を示し、詳細に指示しなければならない。*/

*/ 総括的な融資の場合、資金を約束する為の最大の期間は3年であり、その払込みは4年である。

*/ 其れらの期間については代表者に相談する。

第六章 財政への影響

目的

其れらに関する他の財政責任の使用に害なく、計画の運営及び遂行から来る財政約束を十分に作る為、含められた機関の能力を表示する十分な報告を与える目的を此の章は有する。

次の為に能力を検証しなければならない。

- a) 計画に現地の出資を行う。
- b) 関する場合、申請された融資の業務を世話する。
- c) 計画の循環費用を融資する。
- d) 考慮した機関のその他の財政責務を満たす。

此の章は、次の情報を含まなければならない。

財政計画

1. 独自の資産及び自治運営、財政をもつ機関の場合

10年間の研究による計画の米ドルでの予想、次のものを含めて：

- (1) 結果の状態（利益及び損失）。
- (2) 資金の適用及び起源の状態。
- (3) 解釈をしやすくする為に適切な説明又は注釈をもって、含められた考えを評価する為使用された仮定の詳細な説明。

特に次のものに関する：

- (1) 現地の反対記入の出資が生じる源及び方法。
- (2) B I Dの融資の払込み方法。

次の図に表示し、又計画の業務を含めて10年間の期間について遂行機関又は機関等の米ドルの予想：

- (1) 結果の状態（利益及び損失）
- (2) 資金の適用及び起原の状態
- (3) 財政状況の前形の状態

関する他の注釈及び資金の偶発的な不足を満たす為予見された融資の源を示し、利用された計算の基の詳細な報告を同様に伴う。

2. 国家予算から生じる収入による中央政庁又は国家行政部の機関である場合

10年間の研究による計画の米ドルでの予想。

投資及び執務の費用に適用を別に表示して、5年間の期間につき外国資金及び国内資金に対し遂行機関の要求の米ドルでの予想。各点について二の大きいグループを示す。

- (1) 考慮の計画又は、プログラムなし。

(2) 研究中の計画又はプログラムの実行を引き受けて。

解釈をしやすくする為に適切な説明又は注釈をもって利用された仕事の仮定の詳細な報告。

資金の偶発的な不足を満たす為予見された融資の源を示し、使用された計算の基の詳細な報告を同じく伴なう。

3. 個々に次のものを考慮しての財政計画の注釈：

- (1) 財政状況及び財政結果においての計画の影響。
- (2) 計画の工事の運営及び遂行による責務を見守る為の財政的能力
- (3) 投資日次（カレンダー）に基づく計画に対する現地の出資を融資する為の資金の自由裁量及び能力。
- (4) 申請された融資の業務を世話する為の財政能力。*/
- (5) 現存の借金の業務を世話する為の財政力。

4. 次のものに当てる財政的手段

- (1) 計画の運営及び遂行を可能又は改善する。
- (2) 計画の遂行後（相応する場合）工事の維持を確保する。

*/ 偶発的な融資の業務を計算する基本とした財政的条件を示す。

第七章 社会・経済面の評価

目 的

遂行の為にしなければならない財政及び経済的努力に関して、計画により達成を期待する社会及び又は、経済的恩恵を評価する事をさせる判断の要素を提供する目的を此の章は有する。

総体の分析

其の結果としての生活及び収入のレベルが受益者達に対してもたらす度合、向上を表示し、そして遂行される地区においての効果に基づいて、国の社会及び経済的發展に対する此の計画の寄与の分析をさせる判断の要素を具体的、そして簡単に表示する。

其らの判断の要素の中で次のものがさし示めされる事が出来る。

1. 社会及び経済的發展の国内案による計画の報告。其の中でさし向ける優先権及び農業、林業方面に関する部分を特に、そして其の関係を示す。
2. 計画の地区の田園の人口の残りの中に社会及び経済的な他の効果及び、計画の直接の受益者達に対して考えられる収入の基に人口の生活レベルの向上に対しての寄与。
3. 計画の結果として達成を期待する状況及び其の遂行前に存在する状況を比較しながら、林業生産性及び生産の増加に対する計画の寄与。
4. 勤め口のレベルの改善。計画の結果として生じるとする勤め口の最大のレベルを考慮しなければならない。其らの取りいれられた基盤の指示によって、計画が生じる間接的な勤め口については（工業方面、運送方面等）、評価する。
5. 輸入の代用及び、又は林業生産物の輸出の増加に対する寄与。計画の完全なる發展の年に対して、又、国の支払い均衡の其の効果の評価をする。
6. 更生出来る天然資源のより良い使用及び保存。もし利用される土地は、厳密に林業用か、あるいは農牧用にも利用するか、牧畜の場合は其の利用を理由づけて示す。更生できる天然資源のより良い保存に、そして、水路流域の(川)保護に対してどのように計画が寄与するか。
7. その他。計画の社会及び経済的利用を評価する為に役立つ他のいかなる見地でも示す。

社会、経済的理由づけ

此の理由づけは、計画から得る事を期待する直接及び間接的結果の合計により決定され、そして確固とさせる。此の為に、次のように行うように：

1. 計画が含む遂行の地域に有する状況の分析を提出する。他に：●/
 - (1) 年間の林業生産の容量及び価値。
 - (2) 特徴、処理のコスト（費用）及び商品化。

- (3) 家族収入のレベル及び特徴。
- (4) 失業及び又は、下請負いの大きさ。
- (5) 測定できる他のいかなる表示。

●/ 第2章、計画の関する範囲には現状の詳細を提出する。此の部分では、第2章の知らせでは、関する場合に総括を提供する。

2. 計画遂行の為に設定した総ての目的に基づき、実行される行動及びさまざまな投資を期待し影響を分析する。其の分析は次のものに気をつける。

- (1) 林業生産の容量及び価値、そして単位の収益の増大。
- (2) 森の産物の全体的利用及び最終的産物の品質の改良及び、又は単位のコスト減少にみちびく林業生産の商品化、商業化及び処理の改良。

(1) 土地の保存及びより良い利用。

(2) 勤め口の源の増大

(3) 受益人口の生活及び収入レベルの改善。

(4) 計画の遂行前の現状に関する社会及び経済的变化を見せる他のいかなる表示。

3. 目的達成の為、行う投資の的確な知識をもって、計画有るなし、二の状況の出現は、計画の社会及び経済的理由づけの為の基本的判断の要素を与える。

現在の正価及び償還内部利率

生産者のレベルの価格にその生産の全体増加価格を基本とし、計画により生じた利益の流通は、現在の正価及び、又は償還内部利率を決める為、新しい投資の増大生産のコストの流通とともに発展しなければならない。

●/ 現在の条件により良い選択が計画により示され、技術的に可能な事を表し、受け入れられる仮定の技術に、此らの物理的な目的は基づかなければならない。

データの獲得及び影響の評価

完成した計画の財政、社会、経済及び物理的影響を計量する目的をもって、其の目的に関して計画の結果につき基本的な統計の情報を獲得するシステムを通常設定する事が必要である。申請書は、相応なリストの中にある(2)其らのデータ及び計画の結果につき最少のデータを定期的に獲得し、そして、計画遂行前、基本的データのリストを用意する責任を有し、遂行機関では、此の意味で(1)どれが単位か設定しなまればならない。

此の目的をもって、此の情報を銀行へ定期的に速って、獲得の為の手法、そして偶発的融資の契約の中にどれが担当の機関であるか設定する。

計画の完成後(2年から5年後)、後の評価の分析的な研究を行う事を借金人が約束すると言う条項を偶発的な契約書に含めた場合、相応なその用語がどれか、そして、其の評価を行う機関はどれであるか表示しなければならない。